

都道府県域を超えた広域連携の
新たな枠組みの検討に向けた
九都県市首脳会議の提言について

1 九都県市首脳会議の概要と意義

設立

- 昭和54年、六都県市首脳会議として発足。
平成22年から九都県市首脳会議となる。

目的

- 一都三県の知事及び政令市の市長が、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むこと。

意義

- 九都県市は、全国人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成。
- 個々の都県市の範囲を超えた様々な広域的な課題に協調して対応してきた。
- 首脳間の議論を通じた合意形成に基づき、首脳のリーダーシップにより長年にわたり協調し、様々な成果を重ねてきた。



2 九都県市首脳会議の主な実績

ディーゼル車の排ガス規制

- 九都県市では、平成15年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止し、継続的に車両検査、周知活動などを実施。令和元年度には一都三県の全測定局でNO₂環境基準を達成するなど、大気環境は大幅に改善。

合同防災訓練

- 首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が懸念されており、昭和55年から合同で防災訓練を実施。
避難誘導・受入訓練、人員・資機材等の応援訓練、救援物資緊急輸送訓練などを内容とする広域応援・受援訓練等を実施し、相互の連携協力体制の充実・強化を図っている。

地球温暖化対策

- 環境分野における国際協力・途上国支援として、国際協力機関（JICA）等と協力し、開発途上国から研修生を受け入れ。「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン等の実施。

その他共同宣言・メッセージ、国への要望

- 福島県や能登半島の震災復興支援、新型コロナウイルス感染症、定額減税に際しての地方行財政への配慮について等

3 第32次地方制度調査会

2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（R2.6）

第4 地方公共団体の広域連携

2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応

- 東京圏をはじめとする大都市圏では、高齢者数の急速な増加に伴う医療・介護サービスの確保や震災等の課題に、関係する都道府県が広域的な観点から協調して対応することが求められる。新型コロナウイルス感染症への対応からも、国とも連携しながら、日常的に人の往来がある都道府県間で協力して対応を講じることの重要性が明らかになった。
- 従来からの広域連携の枠組みとして、東京圏においては、関係する都県知事及び指定都市の市長で構成される九都県市首脳会議が設けられ、広域的な行政課題を議題として協議等が行われている。
- 都県の区域を越えた人口移動が大きい東京圏においては、国との連携を図りながら、東京圏全体の視点に立った戦略的な取組を進めていくことが重要であり、広域的な課題を日常的かつ継続的に検討し、関係機関との調整を行う体制を構築していく必要がある。

4 第33次地方制度調査会

ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（R5.12）

- 大都市圏においては、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、各都府県がそれぞれ対応するのではなく、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合がある。
- 特に東京圏については、他の大都市圏と比べても人口規模が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高い。

◇大都市圏における都道府県の区域を超える調整として例示された枠組み

- ① 関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う 枠組み
- ② 国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする 枠組み
- ③ 都県等と国とが協議により調整を行う 枠組み

平時から設け、
体制の構築とともに
に運用の実効性の
確保が必要。

5 第33次地制調答申後の国の動向

◇総務省「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」(R6.12～)

- 大都市（圏）が直面する行政課題を整理
- 大都市圏における広域的な課題への対応方策(圏域単位への対応等) について検討
- 第4回は、九都県市首脳会議と関西広域連合の取組について、ヒアリング
 - ・大都市圏域が現在直面している広域的な課題
 - ・広域的な課題に対応するための取組
 - ・取組を進めていくにあたっての仕組み上の支障や課題
 - ・広域的な課題への対応を一層進めていくために必要な方策

◇第217回国会における石破内閣総理大臣施政方針演説 (R7.1)

(広域リージョン連携)

第5の柱として、都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」を強力に推進します。

自治体が、他の自治体との縦横のつながりを最大限生かせる最適な体制を築きます。必要な制度改革を進め、自治体同士の広域連携を抜本的に強化します。

6 関西広域連合の提言

◇関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組みの設置

令和7年3月21日「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ（第4回）」資料より

- ・ **日本で最初、唯一の府県域を越える広域自治体**として広域課題への取組実績を積み重ねてきた関西広域連合が、広域自治を進展、深化させ、分権型社会の実現に向け取り組んでいく
- ・ 関西広域連合の実績を踏まえ、大規模災害や感染症まん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態発生時には、関西として一体的な対応を行うため、**関西広域連合と国が協議により調整を行う枠組み**を設けるべき

7 第33次地方制度調査会答申の指摘に対する課題提起

- ・ 論点1：九都県市首脳会議の在り方（発信力・プレゼンス向上）
-

○課題提起

- ・ 九都県市首脳会議は、首脳同士の活発な議論をさらに行うことで、より一層発信力・プレゼンス向上を図ることができるのではないかと
- ・ 具体的な取組は、各委員会で行われ、毎回の首脳会議に報告されているが、これらについても、時宜にかなった取組については、首脳間で議論し国への提言をまとめる等、より効果的な発信につなげることができるのではないかと

7 第33次地方制度調査会答申の指摘に対する課題提起

- ・ 論点2：第33次地方制度調査会答申において示されている
大都市圏における都道府県の区域を超える調整について

○課題提起

- ・ 九都県市首脳会議は発足当初から、都県を超えた水平的な調整を行う枠組みとして、首長自らが課題と向き合い、構成都県市間の自主性・自立性を発揮する手法で取り組んできており、一定の成果を上げてきた
- ・ 「国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たす」ことは、これまでの地方分権改革の趣旨を踏まえたものでなければならない
- ・ 大規模な災害や感染症のまん延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応については、例えば、災害時において、現在は、総務省の応急対策職員派遣制度により、各都県市が迅速な支援を行っている。地方制度調査会の提案は、このような既存のスキームに大きな変更を及ぼす可能性もあることから、慎重な議論が必要ではないか

8 九都県市首脳会議の表明・提言（案）

- 1 九都県市首脳会議は、首脳間の議論を通じた合意形成に基づき、首脳のリーダーシップにより長年にわたり協調し、様々な成果を重ねてきた。
今後も、より深刻化する将来的な広域的課題に、構成都県市の自主性・自立性を発揮し、引き続き対応していくことを表明する。
- 2 大規模な災害や感染症のまん延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対応するため、「新たな枠組み」を検討する場合には、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

九都県市首脳会議



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市